

令和4年11月2日 産業建設部商工観光課

塩竈市小規模事業者チャレンジ支援補助金 利用者募集

1 事業概要

「小規模事業者チャレンジ支援補助金」は、小規模事業者※の販路開拓や、それに伴う生産性向上に取り組む経費を支援する制度です。一般枠に加えて、販路開拓等とあわせて行う新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるためコロナ特別枠の2種類があります。

2 補助対象者（以下のすべてを満たしていること）

- (1) 市内に主たる事業所等がある小規模事業者であること
- (2) 市税等に滞納がないこと
- (3) 暴力団員でないこと及び暴力団員等と密接な関係にないこと

3 補助対象事業

- (1) 経営計画に基づく販路開拓、(2) 販路開拓に伴う生産性向上のための取組、
- (3) 販路開拓等とあわせて行う非対面ビジネスモデル（例 テイクアウト、オンライン商談、リモート接客、ECサイト、部品調達内製化など）

4 補助率・補助金額・補助対象経費

	補助率	補助上限額
一般枠	1/2	40万円以内
コロナ特別枠	2/3	60万円以内

・補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、賃借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費
消耗品や汎用性のある備品購入は対象となりません。シャッター・プラス事業費補助金オープンや小規模事業者サポート補助金の交付を過去に受けた方には一部制限があります。詳細は、応募要領をご確認ください。

5 対象事業の実施期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

6 募集期間

令和4年11月1日（火）から令和4年12月28日（水）までに必要書類を下記宛てに届け出てください。

7 受付場所

商工観光課 壱番館2階（本町1-1）8:30から17:00まで ※土日、祝祭日を除く。

8 その他

補助金審査会を開催し審査します。審査方法については申請受付後に通知します。
応募要領や申請書類は塩竈市のホームページに掲載するほか、塩竈市産業建設部商工観光課に設置しております。

※小規模事業者の定義（申請日時点での従業員数）

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数が 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数が 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）	常時使用する従業員の数が 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数が 20人以下

問い合わせ 塩竈市産業建設部 商工観光課 商工港湾係 電話：022-364-1124